

こ支総第11号
デ国第16号
令和8年1月15日

各都道府県こども政策担当部局長
こども家庭庁支援局家庭福祉課長
文部科学省総合教育政策局政策課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

こども家庭庁支援局総務課長
デジタル庁国民向けサービスグループ参事官

こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要なGビズIDの
事前取得について（依頼）

令和6年6月に成立した、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「法」という。）は、本年12月25日に施行されます。

法が施行されると、法に基づく全ての事務手続は、現在こども家庭庁において開発中の「こども性暴力防止法関連システム（仮称）」（以下「システム」という。）を通じて行うこととなります。この際、法の対象事業者は、システムの利用登録に当たって、最初に「GビズID」を用いてシステムにログインすることが求められます。

対象事業者のうち、犯罪事実確認などの措置が義務化される「学校設置者等」については、施行日から直ちに犯罪事実確認の手続を行うことができる必要があります。このため、事業者の登録漏れや登録情報の誤りを防ぐ観点から、こども家庭庁では、本年4月から施行日までの間に、所轄庁を通じて事業者情報を取りまとめ、システムへの一括登録と各事業者アカウントの発行を行う予定です。学校設置者等は、本年4月末頃までに確実にGビズIDを取得した上で、この一括登録の手続の中で、こども家庭庁に他の情報と併せて事前登録する必要があります。

この一括登録の手続においては、まず、学校設置者等（別紙の1から4までの各表の④欄に定める機関）がGビズIDを取得した後、学校設置者等の「施設・事業所」（別紙の1から4までの各表の③欄に定める機関）に対して、そ

のGビズIDに関する情報（氏名やメールアドレス）を伝えます。学校設置者等の「施設・事業所」は、GビズIDに関する情報を含むシステムのアカウント登録に必要な事業者情報を、当該施設・事業所を管轄する「所轄庁」（別紙の1から4までの各表の②欄に定める機関）を通じて「登録とりまとめ担当」（別紙の1から4までの各表の①欄に定める機関）に集約し、「登録とりまとめ担当」からこども家庭庁に提出することを予定しています。

これらを踏まえ、貴職におかれては、別紙にお示しする関係部署、関係機関等に対し、下記の事項について、周知をお願いします。

記

1 依頼事項（参考1）

（1）登録とりまとめ担当（本通知の宛先）への依頼事項

担当する所轄庁に対して、管内に施設・事業所を有する学校設置者等（施設等運営者（※1）を含む。以下同じ。）がGビズID（※2）の取得を行うよう、（2）に基づく周知依頼をお願いします。

（※1）「施設等運営者」とは、学校設置者等から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項若しくは国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の3第1項の規定による指定又は委託を受けて、当該学校設置者等が設置する学校等又は当該学校設置者等が行う児童福祉事業に係る事業所を管理する者をいいます。いわゆる指定管理事業者や委託事業者のことを指します。

（※2）GビズIDは、事業者が一度アカウントを取得すると、国や地方公共団体等の240以上のウェブサイトログインできるようになる認証サービスです。補助金や社会保険手続、各種許認可などの電子申請に利用できます。概要や仕組みについては、参考2も併せてご確認ください。本通知では、本認証サービスで用いられるアカウント（各種ウェブサイトへログインする際に使用するアカウント）をGビズIDと呼んでいます。

（2）所轄庁への依頼事項

管内に施設・事業所を有する学校設置者等が、GビズIDの取得を行うよう、管内の施設・事業所の一覧を作成の上、当該一覧の全ての施設・事業所に対し、（3）に基づく対応について、依頼をお願いします。

ます。

なお、既に既存の施設・事業所の一覧があるときは、新たに作成する必要はありません。

(3) 施設・事業所への依頼事項

システムで用いるアカウント登録に当たっては、ログイン時の本人確認の負担軽減、なりすましの防止等の情報セキュリティの確保等のため、まずGビズID（プライム）の取得が必要となります。

GビズID（プライム）は、法人代表者のアカウントです。そのため、施設・事業所ごとではなく、その設置者である学校設置者等（学校であれば、教育委員会や学校法人、児童福祉施設であれば、地方自治体や社会福祉法人など）の代表者のみが取得できます。

各施設・事業所は、その設置者である学校設置者等に対し、2で示す申請方法により、速やかに（遅くとも令和8年4月までに）GビズID（プライム）を取得するよう、依頼をお願いします。

また、施設・事業所が、指定管理や委託による場合は、学校設置者等又はその施設・事業所から、施設等運営者に対して、GビズID（プライム）を取得するよう、依頼をお願いします。

2 GビズIDの申請方法

GビズID（プライム）の取得申請の方法については、デジタル庁のWebサイトに掲載されている「ご利用ガイド」や「解説動画」を参照し、同サイトから申請いただくようお願いします。

(GビズID（プライム）取得申請サイト)

https://gbiz-id.go.jp/top/apply/account_select.html

(ご利用ガイド)

① 国・地方公共団体の場合

GビズIDクイックマニュアルGビズIDプライム編（府省・地方公共団体職員用）

[QuickManual_Prime_gov.pdf](#)

② 法人の場合

GビズIDクイックマニュアルGビズIDプライム編（法人代表者）

[QuickManual_Prime_corporation.pdf](#)

③ 個人事業主（法人格のない団体を含む。）の場合

GビズIDクイックマニュアルGビズIDプライム編（個人事業主）

[QuickManual_Prime_sole-proprietor.pdf](#)

（GビズIDよくある質問）

<https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html>

（GビズID解説動画）

<https://pr.gbiz-id.go.jp/movie-gallery/index.html>

3 留意事項

(1) GビズID（プライム）の取得者について

GビズID（プライム）は、法人代表者または個人事業主に対して、発行するアカウントであり、法人については当該法人の代表者（組織の長である理事長や代表取締役など）しか取得できません。

ただし、府省又は地方公共団体においては、法に基づく各種手続について統括的な責任を有する者（課長職相当以上の役職者）であれば、市長や知事等でなくとも、GビズID（プライム）を取得できます。なお、府省又は地方公共団体がこども性暴力防止法に基づく事務手続に必要となるGビズID（プライム）を取得する際は、取得者は、組織（府省又は地方公共団体）で一人としてください。

各学校設置者等において、GビズID（プライム）を取得することが想定される役職例については、[「こども性暴力防止法施行ガイドライン」別紙7](#)を参照ください。

(2) GビズID（プライム）の早期取得について

例年、4月から数カ月間は、年度替わりに伴う手続が多く発生することから、GビズID（プライム）の取得申請も多くなる傾向にあります。通常であれば、オンライン申請では最短即日で、書類郵送申請では2週間程度で発行が可能です。本年も4月頃は、申請から取得まで、通常よりも時間がかかることが想定されます。

本年4月には、こども性暴力防止法のシステムの一括登録の手続が開始されますので、それまでに確実にGビズID（プライム）の取得がなされるよう、本通知に基づく依頼がなされたら、速やかにGビズID（プライム）の取得申請の手続を開始していただくようお願いし

ます。

(3) G Biz ID (メンバー (第一管理者)) の取得について

G Biz ID (プライム) は、(1) のとおり、組織の代表者のみが取得することができますが、代表者以外の実務担当者も各種手続を行うことができるよう、子アカウントとして、G Biz ID (メンバー) と呼ばれる仕組みもあります。G Biz ID (メンバー) には、G Biz ID (プライム) と同等の権限を付与することが可能であり、当該権限を付与されたG Biz ID (メンバー) は、第一管理者と呼ばれます。

こども性暴力防止法のシステムの初回ログインに当たっては、4② のとおり、施設・事業所から所轄庁を通じてこども家庭庁に登録されるG Biz IDの所有者のみがログインできることとなりますが、G Biz ID (プライム) 及びG Biz ID (メンバー (第一管理者)) の所有者であれば、いずれもログインすることができます。

ログイン後は、G Biz ID (プライム) 及びG Biz ID (メンバー (第一管理者)) の所有者は、犯罪事実確認書の交付申請等の各種手続を担う組織の担当者に対し、システムを通じて権限の設定ができます。

G Biz ID (プライム) の所有者は組織の代表者ですが、他の業務との兼ね合いから、代表者自身はシステムのアカウント発行や権限設定などの実務的な作業を担うことが難しい可能性が考えられます。そのため、必要に応じて、G Biz ID (メンバー (第一管理者)) を取得してください。

なお、G Biz ID (メンバー (第一管理者)) は、G Biz ID (プライム) の所有者がG Biz IDのマイページにログインした後、G Biz ID (メンバー) を作成した上で、当該アカウントに第一管理者の権限を付与することで作成することができます。作成方法は次のマニュアルをご確認ください。

(ご利用ガイド)

G Biz IDクイックマニュアルG Biz ID (メンバー (第一管理者))

[QuickManual_Member.pdf](#)

(4) 府省又は地方公共団体が学校設置者等としてG Biz IDプライムを登録する際の留意事項

府省又は地方公共団体が、学校設置者等又は施設等運営者としてGビズID（プライム）を登録する場合の申請方法は、令和8年3月までは申請書類の郵送のみによる受付としていますが、4月以降はオンラインによる申請が可能となり、申請書類が簡略化される予定です。オンラインによる申請の流れ（予定）については、参考3も併せてご確認ください。

4 システムの利用に向けた今後の流れ

システムの利用に向けた今後の具体的な流れは、次の①から⑦までに掲げるとおりです。今後、別途、システムのアカウト取得のためのマニュアルをお示しする予定です。

学校設置者等・施設等運営者

- ① GビズID（プライム）の取得（令和8年4月末頃まで）
 - ・ 学校設置者等・施設等運営者は、デジタル庁にGビズID（プライム）の発行を申請する。
 - ・ GビズID（プライム）の取得後、必要に応じてGビズID（メンバー（第一管理者））を登録する。GビズID（プライム）又はGビズID（メンバー（第一管理者））を取得した者が、②までに異動した場合には、変更手続きを行う。
 - ・ 学校設置者等・施設等運営者は、同一法人内の施設・事業所に対して、取得したGビズID（プライム）（必要に応じてGビズID（メンバー（第一管理者））の情報（氏名とメールアドレス）を共有する。

学校設置者等・施設等運営者（※施設・事業所が登録）

- ② 事業者情報の登録（令和8年4月～6月：約3か月）
 - ・ 施設・事業所は、学校設置者等・施設等運営者が取得したGビズIDを含む事業者情報を所轄庁へ登録する。

所轄庁

- ③ 事業者情報の確認・とりまとめ・提出（令和8年5月～7月末）
 - ・ 登録された事業者情報に不備がないかの確認を行う。
 - ・ 登録された情報を取りまとめ、登録とりまとめ担当に提出する。
 - ・ 登録とりまとめ担当は、担当する全ての所轄庁からの提出情報を、こども家庭庁に提出する。

所轄庁/学校設置者等・施設等運営者（※施設・事業所も含む。）

- ④ こども家庭庁からの問い合わせへの対応（令和8年8月～10月末）
- ・ こども家庭庁から登録された事業者情報に係る問い合わせがあった場合には、問い合わせの内容を確認し、回答する。

学校設置者等・施設等運営者

- ⑤ 権限設定準備（令和8年11月～12月上旬）
- ・ システムで設定されている権限（全ての権限／犯歴の確認ができる権限／権限の設定ができる権限／事務のみができる権限等）を、いずれの従事者に設定するかを検討する。

学校設置者等・施設等運営者

- ⑥ 権限設定（令和8年12月中旬にシステム暫定稼働）
- ・ こども家庭庁から②で登録したGビズID（プライム）及びGビズID（メンバー（第一管理者））のメールアドレス宛に、システムのログイン先情報が通知される。
 - ・ 学校設置者等・施設等運営者は、GビズID（プライム）又はGビズID（メンバー（第一管理者））を用いて、システムにログインし、権限の設定を行う。

学校設置者等・施設等運営者（令和8年12月25日～）

- ⑦ 犯罪事実確認の申請
- ・ 施行日以降、システムを通じて、犯罪事実確認の申請等を行う。

※ こども家庭庁が①から⑦までの手続により取得する個人情報は、システムのアカウント登録に使用します。

【連絡先】

こども家庭庁支援局総務課

こども性暴力防止法施行準備室

担当：松本、工藤

Tel：03-6858-0195

E-mail：kodomokatei.dbs@cfa.go.jp

GビズID取得依頼の周知先について

1. 各都道府県子ども政策担当部局から周知する関係機関等

(1) 学校関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
都道府県知事 ※域内の指定都市・中核市分も集約	都道府県知事	・専修学校高等課程 (都道府県立)	都道府県(現時点で知事部局のみ)
	公立大学法人 ※都道府県が設立団体である法人のみ。	・学校(公立大学付属) ・高等専門学校(公立)	公立大学法人
	都道府県知事 ※指定都市・中核市区域内の幼保連携型認定こども園は、指定都市・中核市	・学校(学校法人立) ・専修学校高等課程 (学校法人又は準学校法人立)	学校法人
	都道府県知事 ※指定都市・中核市域内の幼保連携型認定こども園は、指定都市・中核市	・学校 (宗教法人、社会福祉法人立等) ・専修学校高等課程 (宗教法人、社会福祉法人立等(※)) (※)等には、個人立・株式会社立等が設置主体である場合も含む。	宗教法人、社会福祉法人等
都道府県教育委員会	都道府県教育委員会	・学校(都道府県立)	都道府県教育委員会
都道府県教育委員会	指定都市教育委員会	・学校(指定都市立)	指定都市教育委員会

	※都道府県は、本依頼を指定都市教育委員会に展開する。		
都道府県教育委員会	市（指定都市を除く）町村教育委員会 ※都道府県は、本依頼を市町村教育委員会に展開する。	・学校（市（指定都市を除く）町村立） ・専修学校高等課程（市（指定都市を除く）町村立）	市（指定都市を除く）町村教育委員会

(2) 児童福祉関係（障害児・認定こども園関係を除く）

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者が</u> GビズIDの取得が必要。
都道府県 ※域内の指定都市・中核市・児童相談所設置市 分も集約	都道府県	・児童福祉施設（都道府県立） ・児童相談所（都道府県立）	都道府県
	都道府県	・登録一時保護委託施設（都道府県が登録するもの）	登録一時保護委託者（都道府県が登録する者）
	都道府県 ※都道府県は、本依頼を市区町村、中核	・児童福祉施設（一般市区町村立、中核市立（保育所、母子生活支援施設を除く。））	一般市区町村、中核市

	市に展開し、当該市区町村、中核市から各施設に周知。		
	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設(私立) <p>(※) 指定都市、児童相談所設置市に所在する施設並びに中核市に所在する保育所及び母子生活支援施設を除く。</p>	社会福祉法人、独立行政法人等 (左欄の施設を設置するもの)
	指定都市、児童相談所設置市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び児童相談所設置市に展開し、当該市から各施設に展開。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設(指定都市、児童相談所設置市立) ・児童相談所(指定都市、児童相談所設置市立) 	指定都市、児童相談所設置市
	指定都市、児童相談所設置市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び児童相談所設置市に展開し、当該市から各施設に展開。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設(私立) (※) <p>(※) 指定都市、児童相談所設置市に所在する施設に限る。</p>	社会福祉法人、独立行政法人等 (左欄の施設を設置するもの)
	指定都市、児童相談所設置市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び児	<ul style="list-style-type: none"> ・登録時一時保護委託施設(指定都市、児童相談所設置市が登録するもの) 	登録一時保護委託者(指定都市、児童相談所設置市が登録する者)

	童相談所設置市に展開し当該市から各登録一時保護委託施設に周知。		
	中核市 ※都道府県は、本依頼を中核市に展開し、当該市から施設に周知。	・保育所、母子生活支援施設（中核市立）	中核市
	中核市 ※都道府県は、本依頼を中核市に展開し、当該市から各施設に周知。	・保育所、母子生活支援施設（私立（※）） （※）中核市に所在する施設に限る。	社会福祉法人、独立行政法人等 （左欄の施設を設置するもの）
	市区町村 ※都道府県は、本依頼を市区町村に展開し、当該市区町村から各施設に周知。	・家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）（市区町村立） ・乳児等通園支援事業（市区町村立）	市区町村
	市区町村 ※都道府県は、本依頼を市区町村に展開し、当該市区町村から各施設に周知。	・家庭的保育事業等（私立） ・乳児等通園支援事業（私立）	独立行政法人、社会福祉法人、民間企業等 （左欄の事業を運営するもの）

(3) 障害児関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
都道府県 ※域内の指定都市・児童相談所設置市及び中核市分も集約	都道府県 ※指定都市、児童相談所設置市又は中核市に所在する指定障害児通所支援事業所は、当該指定都市、児童相談所設置市又は中核市（指定障害児入所施設は、指定都市又は児童相談所設置市）	<ul style="list-style-type: none"> 指定発達支援医療機関 	独立行政法人国立病院機構 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
		<ul style="list-style-type: none"> 指定障害児入所施設（都道府県立） 指定障害児通所支援事業（都道府県立） 	都道府県
		<ul style="list-style-type: none"> 指定障害児入所施設（市区町村立） 指定障害児通所支援事業（市区町村立） 	市区町村
		<ul style="list-style-type: none"> 指定障害児入所施設（私立） 指定障害児通所支援事業（私立） 	社会福祉法人、民間企業等

(4) 認定こども園関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
都道府県 ※域内の指定都市及び中核市分も集約	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園（都道府県立） 	都道府県
		<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園（市区町村立） 	市区町村 （指定都市又は中

			核市を除く。)
		<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園(私立) (※) (※) 指定都市又は中核市に所在するものを除く。 	学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等
都道府県 ※域内の指定都市及び中核市分も集約	指定都市又は中核市 ※都道府県は本依頼を指定都市及び中核市に展開し、周知。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園(指定都市、中核市立) 	指定都市又は中核市
	指定都市又は中核市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び中核市に展開し、当該市から各法人等に周知。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園(私立) (※) (※) 指定都市又は中核市に所在するものに限る。 	学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等

2. こども家庭庁支援局家庭福祉課から周知する関係機関等

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者が</u> GビズIDの取得が必要。
こども家庭庁	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設(国立) 	こども家庭庁

3. 文部科学省総合政策局政策課から周知する関係機関等

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
文部科学省	文部科学省	・高等専門学校（学校法人立）	学校法人
	国立大学法人	・学校（国立大学附属）	国立大学法人
	独立行政法人国立高等専門学校機構	・高等専門学校（国立）	独立行政法人国立高等専門学校機構

4. 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課施設管理室から周知する関係機関等

（1）学校関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
厚生労働省	厚生労働省	・専修学校高等課程(国立)	厚生労働省

（2）障害児関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>

厚生労働省	厚生労働省	・指定障害児入所施設 (国立)	厚生労働省
-------	-------	--------------------	-------

※ 本資料は、参考4（「こども性暴力防止法施行ガイドライン」図表116～119）の所轄庁の整理をもとに、登録とりまとめの観点から整理。